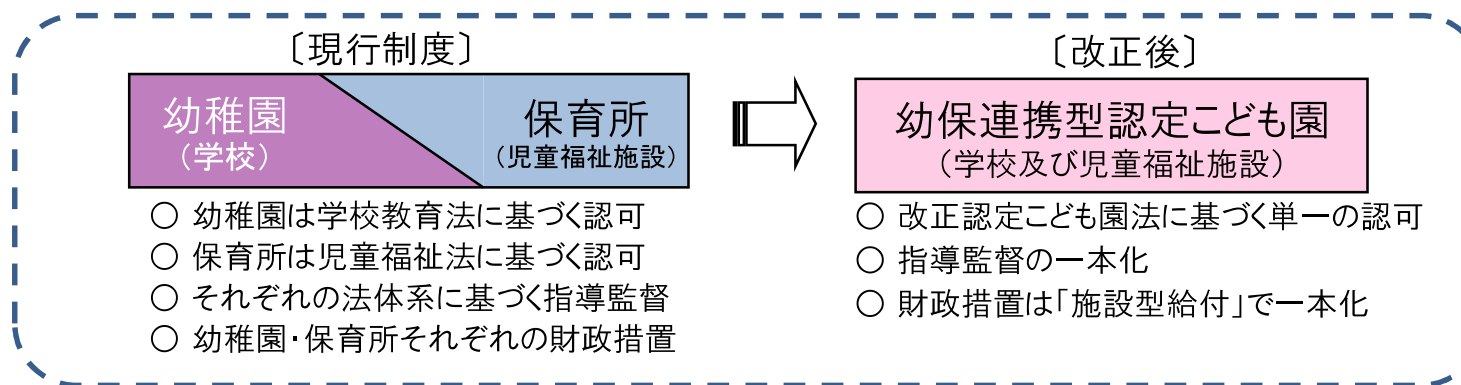


認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例について

1. 幼保連携型認定こども園と保育教諭

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設。



- 新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。
- 一方、幼稚園・保育所で働く幼稚園教諭・保育士のうち1／4程度は、いずれかの免許・資格で勤務している。
新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けている。

2. 免許・資格の併有促進と検討会の設置

- 経過措置期間中に、保育所または幼稚園における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進する。
 - ① 保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減
 - ② 幼稚園教員としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減
- 文部科学省、厚生労働省のそれぞれの有識者会議において、専門的な見地から検討。
 - ・ 文部科学省：「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」(無藤 隆主査)
 - ・ 厚生労働省：「保育士養成課程等検討会」(汐見 稔幸座長)

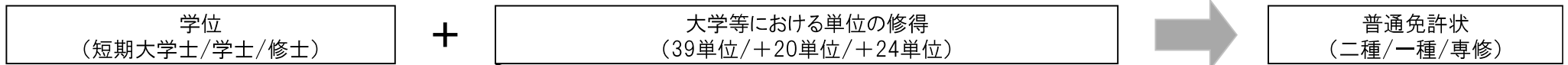
幼稚園免許状授与の所要資格の特例について①

〔目的〕

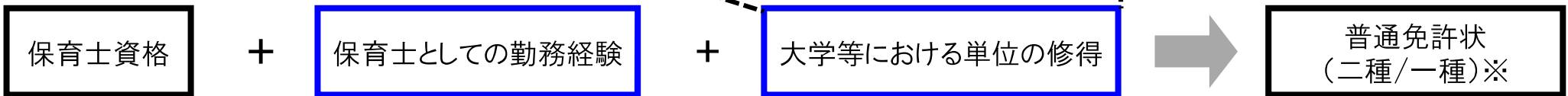
- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 ※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：76%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例
 ※保育士資格の特例については厚生労働省において検討

【通例：大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合】



【**今回の特例措置**】(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



※学士の学位を有する場合：一種免許状
 ※短期大学士、専門学校卒の場合：二種免許状

3年 かつ 4, 320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔メルクマール〕

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

- | | |
|--|-------|
| (内訳) | |
| ・保育内容の指導法 | } 2単位 |
| ・教育の方法及び技術 | |
| ・教職の意義及び教員の役割・職務内容
(チーム学校運営への対応を含む。) | 2単位 |
| ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | 2単位 |
| ・教育課程の意義及び編成の方法 | 1単位 |
| ・幼児理解の理論及び方法 | 1単位 |

幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例について②

取得可能な免許状の種類		本特例における要件 (一種、二種 共通)	特例を適用しない 場合の要件		
			一種 免許状 (大卒)	二種 免許状 (短大卒)	
教養 科目	日本国憲法(※1)、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作	—(※1)	8	8	
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	— 2(※2)	16 12	
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	—	10	6
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	2		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	2(※1)		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	—		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	—		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	(※2)	4	4
		幼児理解の理論及び方法	1		
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	—		
教育実践に関する科目	教育実習	—	5	5	
	教職実践演習	—	2	2	
大学が独自に設定する科目		—	14	2	
合計単位数		8	59	39	

※1「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容(とりわけ第26条(教育を受ける権利))が取り扱われるよう留意。

※2「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて2単位を修得。